

マイナンバー制度とは？

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

今後のスケジュール

平成 27 年 10 月

住民票のある住所に通知します

住民票を有する全ての市民の皆さんに10月以降、市から12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、個人番号カードの申請受け付けが始まります。申請方法などにつきましては、今月のポスティングで配布しているチラシをご覧ください。法人などには、「法人番号」が付番されます。

平成 28 年 1 月

マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者には、「個人番号カード（顔写真

付きのICカード）」が交付されます。

平成 29 年 1 月

国の機関で情報連携

国の機関の間で情報連携が開始されます。

平成 29 年 7 月

地方公共団体間での情報連携

地方公共団体なども含めた、情報連携が開始されます。

マイナンバーに関する問合せ先

マイナンバーに関する御質問は、下記コールセンターへ
0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）

住民票の住所地以外にお住まいの方へ

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。

申請受付期限… 9月25日(金)

■申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の場所に避難している方
- ・DV、ストーカー行為や児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動している方
- ・ひとり暮らしで、長期間、医療機関、施設に入院入所している方

■申請方法

①「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

※申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページなどで入手またはダウンロードできます。

②以下の必要書類を添えて、9月25日(金)までに住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

＜必要書類＞

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・居所に居住していることを証明する書類（公共料金の領収書など）
- 代理人が申請する場合
- ・代理人の代理権を証明する書類（委任状など）
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証など）

■申請後は

登録が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。